

医療用ガス仕様書

1 入札に付する品目、規格、数量

別紙1「令和3年度医療用ガス品目・予定数量」のとおり

2 納入場所、納入日、納入単位

別紙2「医療用ガス納入場所等一覧表」のとおり

3 契約期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

4 納入に関する注意事項

- (1) 納入に当たっては、必要数量を常時確保し欠品等を回避することにより、各病院の診療業務に支障を来さぬよう注意すること。
- (2) 年間を通して24時間の受注体制を確保し、緊急時には、休日・夜間を問わず発注後1時間以内に納入すること。
- (3) 流量計等の計器及び装置類に異常を認めた場合、直ちに各病院担当者に連絡すること。
- (4) 納入の都度、院内各所への納入数量を明示した納品伝票等を各病院に提出すること。

5 容器に関する注意事項

- (1) 納入に使用する容器は、病院所有の容器への充填を行う場合を除き、原則として全て納入者の貸与品とし、高圧ガス保安法に基づく耐圧検査に合格したもので、発注者が指定した仕様のもを使用すること。納入に必要な工具、運搬具等は納入者の負担とすること。
- (2) 契約満了時においてガスが残存している場合は、使い切るまでの間、容器を埼玉県に貸与すること。

6 納入品の規格等について

(1) アルゴンガス

純度99.999%以上(グレードⅢ)の高純度ガスであること。

(2) 液体酸素、医療用酸素ガス、医療用二酸化炭素(二酸化炭素30kgを除く)、亜酸化窒素

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条に定める医薬品であること。

(3) 液体酸素

がんセンターにおいては毎週火曜日(時間未指定。発注の都度指示)に納入すること。

ただし、火曜日が祝日に当たる場合は前日に納入すること。

なお、タンクローリーは4トン以下のものを使用すること。

7 その他

- (1) 納入者は、本契約の履行に当たり、高圧ガス保安法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令を遵守し、安全に十分配慮の上、各病院と協力し事故防止に努めること。
- (2) 搬入経路、院内各所の必要定数、連休時の対応等、納入に関する詳細な取り決め事項は、各病院担当者と協議のうえ決定すること。また、運用の変更に柔軟に対応すること。
- (3) 上記1に定める予定数量に満たない場合でも、契約満了日をもって本契約は終了する。
- (4) この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者、納入者協議の上、定めるものとする。